第 10 次釜石市交通安全計画の概要

１．計画の作成

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法第 26 条によって、県の交通安全計画に基づき、当市の交通安全計画を作成するものです。

２．これまでの経過（昭和 45 年以降、これまで第９次にわたる計画を作成）

【第９次釜石市交通安全計画（H23～H27）における目標と達成状況】

(1)【目標】交通事故の発生及び死傷者数の減少

○　人身事故　最大　H23・ 82 件　　最小　H27・ 58 件
○　物損事故　最大　H24・769 件　　最小　H23・702 件
○　死傷者数　最大　H23・108 人　　最小　H27・ 73 人

(2)【目標】交通事故死者数を限りなくゼロに近づける

○　死者数　　最大　H27・ 6 人　　最小　H24・ 1 人

３．計画の期間　　平成 28 年度から平成 32 年度までの５年間

４．計画の基本理念

(1)　交通事故のない社会を目指して

○　人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故の「根絶」に向け、究極的には交通事故のない社会を目指す。

(2)　人優先の交通安全思想

○　高齢者・障がい者・子ども等の、弱い立場にある歩行者の安全確保が必要

(3)　施策推進の考え方

○　交通社会を構成する「人間」「車両」「交通環境」の相互の関連を考慮しながら推進
○　国、県、市及び関係機関等との連携のもと、参加・協働型で効果的・効率的な活動を推進
○　公共交通機関等における一層の安全の確保

５．第 10 次交通安全計画における目標（平成 32 年度までに達成する目標）

○　交通事故死者数	**年間０人**
○　交通事故発生件数（人身事故）	**年間 50 件以下**
○　踏切の死傷者事故件数	**平成 32 年度まで０件**

６．第９次計画との相違点

・高齢者の事故の割合が高いことから、高齢者の安全安心への取り組みを充実させたほか、運転免許自主返納者に対する優遇制度拡充を明記した。
・全ての交通について、高齢者・障がい者・子ども等の交通弱者の安全確保に配慮した。
・数値化目標の指標を増やしたことで、より具体的な各種施策展開を推進しながら、各年度毎の評価と施策の効果を判りやすくした。

第 10 次釜石市交通安全計画の体系

計　画　の　基　本　理　念

1　交通事故のない社会を目指して

○　人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
○　今後は，死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少についても積極的に取り組む必要がある。
○　豊かで活力ある社会構築のためには、市民の安全と安心を確保することが重要
○　悲惨な交通事故の「根絶」に向け、新たな一歩を踏み出すことが必要

2　人優先の交通安全思想

○　道路交通においては、弱い立場にある歩行者の安全確保が必要
　　⇒　「人優先」の交通安全思想を基本とした施策を推進
○　全ての交通について、高齢者・障がい者・子ども等の交通弱者の安全確保が必要

3　施策推進の考え方

（1）交通社会を構成する三要素「人間」「車両」「交通環境」相互の関連を考慮しながら推進
（2）参加・協働型の交通安全活動の推進
（3）効果的・効率的な対策の推進
（4）公共交通機関等における一層の安全の確保

1　道路交通の安全

現状と課題

○　平成 27 年の死者数 6 人（第 9 次計画の目標：限りなくゼロに近づける。）
○　歩行中の死者のうち、道路横断中の事故が多い
○　交通事故死者数に占める高齢死者の比率が高い
○　薄暮時間帯（16 時から 20 時）の発生が死亡事故全体の 3 割超

第 10 次交通安全計画における目標

平成 32 年までに年間　⇒　交通事故死者数　：　0 人
　　交通人身事故発生件数　：　50 件以下

《　重　点　施　策　》

1　高齢者及び子どもの交通事故防止対策

○　高齢歩行者対策　…　在宅家庭訪問活動、講習会の開催等
○　高齢ドライバー対策　…　参加・体験・実践型講習会等の開催等
　　運転免許自主返納者に対する優遇制度拡充
○　高齢者に対する指導者・アドバイザーの育成、情報提供等
○　子どもの交通事故防止対策
○　安全な通学路点検及び整備対策

2　生活道路と幹線道路における安全確保対策

○　交通事故多発区間や危険性が高い区間に、凹型路面標示（ﾗﾝﾌﾟﾙ・ｽﾄﾘｯﾌﾟｽ）や薄層舗装等の施工の推進
○　通学路等での歩道整備による歩行者安全確保対策の推進
○　追突・出会い頭事故防止対策

3　夕暮れ時・夜間における交通事故防止対策

○　ライトの早目点灯運動　　○歩行者の反射材用品の活用
○　夜間の原則ハイビーム（こまめな上下切替）走行の取組み
○　道路照明の設置推進　　○標識の高輝度化推進

4　被害軽減対策

○　すべての座席のシートベルト着用を高める運動の推進
（チャイルドシート・後部座席着用運動等含む）

5　自転車の安全利用対策

○　交通安全教育や安全利用の啓発活動の推進
（乗車用ヘルメットの着用と各種保険加入の促進等含む）

6　その他留意すべき対策

○　悪質・危険な運転者対策
（飲酒運転、無免許運転、速度超過、横断歩行者妨害等）
○　東日本大震災津波被害に係る各種交通安全対策の推進と復興

2　踏切道における交通の安全

⇒　平成 32 年度迄の踏切死傷者事故件数：0 件